

第6回 行政手続部会 議事録

1. 日時：平成30年1月31日（水）9:58～11:05

2. 場所：合同庁舎第4号館4階共用第4特別会議室

3. 出席者：

（委員）高橋滋（部会長）、安念潤司（部会長代理）、野坂美穂、林いづみ、原英史

（専門委員）川田順一、田中良弘、堤香苗、濱西隆男

（政府）平井内閣官房審議官

（事務局）田和室長、窪田次長、石崎参事官、谷輪参事官

（ヒアリング出席者）内閣官房：向井IT総合戦略室内閣審議官

馬場IT総合戦略室内閣参事官

奥田IT総合戦略室内閣参事官

経済産業省：吉野中小企業庁次長

中野商務情報政策局総務課情報プロジェクト室長

厚生労働省：竹林年金局事業管理課長

松本職業安定局雇用保険課長

奈尾政策統括官（総合政策担当）付労働政策担当参事官

4. 議題：

（開会）

1. 中小企業・小規模事業者の行政手続の簡素化について

2. 関係省庁からのヒアリング

・デジタル・ガバメント実行計画（内閣官房IT総合戦略室）

（閉会）

5. 議事概要：

○高橋部会長 それでは、時間より若干早い時刻でございますが、予定された方はいらっしゃいましたので、第6回「行政手続部会」を開会させていただきます。

皆様には、お忙しい中、御出席を賜わりまして誠にありがとうございます。

江田委員、大崎専門委員、國領専門委員、佐久間専門委員が御欠席でございます。

それでは、早速、議事に入ります。

本日は、中小・小規模事業者の行政手続簡素化について、事務局から報告をいただいた後、IT総合戦略室からヒアリングを実施いたします。

まず初めに、中小・小規模事業者の行政手続簡素化について、事務局より資料の説明をお願いします。なお、本件の主要な関係省庁として、経済産業省、厚生労働省、IT総合戦略室にもお越しをいただいております。お忙しいところ、どうもありがとうございます。

それでは、よろしくお願いいたします。

○石崎参事官 それでは、資料1、それから、参考資料ということで、A4の1枚紙が配られておりますけれども、それを御参照いただければと思います。

資料1のほうであります、1月11日に、これは官邸の会議なのですけれども、第2回「中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議」というのがありまして、中小・小規模事業者の長時間労働是正・生産性向上と人手不足に貢献するという観点から、特に政府みずからが中小企業の生産性を阻害しないということで、各省の取組をさらに強化する。規制改革推進会議でも2020年3月までに事業者の行政手続コストを20%削減するということを決定しておりますが、さらに各省の取組を強化するということと、取組主体と取組時期を明記した工程表を取りまとめるようにという要請がありまして、それで、この会議で御報告したという資料でございます。

参考資料のほうは、A4の1枚紙ですけれども、これは、事業者にとっても内容をわかりやすく示すようにということで、事業者の行政手続は、こんな手間をなくしたり、もっと簡単にしていけますという資料も取りまとめております。

資料1のほうに戻ります。

おめくりいただきまして1ページから2ページであります、これは、枠の囲みにありますように、書類作成、役所への持ち込みなど、手続に手間がかかるという中で、オンライン手続が簡単に使えるように、電子署名を極力省略すべく、認証のあり方を見直す。

それから、IDパスワード等による法人認証基盤を構築するということでありまして、1の下のほうには、ガイドラインの改訂、押印・見直しガイドラインの改訂、それから、オンライン手続におけるリスク評価及び電子署名認証ガイドラインの改訂、それから、それに基づく本人確認方法の見直し、その時期。それから、取組の効果が記載しております。

2ページ目は、それとあわせて法人認証基盤の構築ということでありまして、これにつきましても、平成29年度からの取組、IDパスワードの使用を検討して、認証基盤を構築し、それから、法人番号を持たない個人事業主等のID化、管理方法について検討をする。

それから、関係省庁が初期段階から議論に参加し、経産省の手続から手始めに本格的に導入し、他省庁にもシステムを共有していくというスケジュール。

それから、取組の効果としては、簡単な手段での本人確認が可能となる等の効果を記載してあります。

さらに3ページでありますけれども、社会保険手続における従業員の押印等の省略ということで、厚労省におかれて、平成29年度に押印・署名の省略の可否を検討すべき手続を洗い出すということで、取組の効果のほうに厚生年金の例、健康保険、それから、雇用保険の例、どのような印鑑を求めている手続があるかというのが記載してございます。

そういったものを明記した上で、平成30年度から可能なものから順次、省略をしていくということでありまして。

それから、その下の欄にも「④ITツール導入支援」「経産省」とありますが、これは手

続の簡素化ではございませんけれども、3年間で中小企業・小規模事業者約100万社へのITツール導入ということで、今年度から31年度まで、税務、会計処理、労務等のバックオフィス業務等の効率化を実現していくということを記載してあります。

4ページ目は、電子署名の課題でございますが、これは、昨年の部会でも御説明をいたしましたもので、省略をさせていただきます。

5ページ目でございますけれども、2として補助金の申請手続についてであります。紙の申請書の作成が不要となるとか、基本情報の複数回の記入・入力が必要になるということで、枠囲みでありますけれども、補助金申請等の手続において、何度も同じ情報を記入しないで済む、ワンスオンリーを実現するという事。

これも枠囲みにありますけれども、まず、中小企業向け補助金申請システムの構築と本格化。29年度から開始しまして、平成30年度に中小企業向け補助金での実証を行う。

それから、雇用関係助成金の申請手続電子化に向け、厚労省も議論に参加する。

中小企業や自治体からのニーズ等も踏まえて申請書のさらなる標準化を進め、31年度から複数の中小企業向け補助金申請で本システムを実証導入するという事でございます。

6ページ目のほうは、各補助金とのワンスオンリー化ということで、中小企業以外の各省の主要な補助金の手続についても、記載のスケジュールで本格的な導入を目指していく。

それから、今年の6月までに国の補助金だけではなくて、自治体の補助金申請の電子化ということで、都道府県に対し、補助金申請の電子化に向けた取組状況の共有と自治体の協力要請を行うということでございます。

下の欄が、雇用関係助成金のオンライン化ということで、今年度からスケジュール等の検討を始めて、32年度からのシステム稼働を目指してオンライン化を進めている。

オンライン化後は、ハローワーク等に行って書類を出さなくても済むようになる。来所時間、待ち時間が短縮されるということでございます。

次の7ページでありますけれども、従業員に関する税・社会保険の手続が煩雑だということで、枠囲みにありますが、従業員等に関する手続をワンストップ化・ワンスオンリー化する。最終的には、原則として、企業からの重複する書類の提出手続を不要とするということで、①は、社会保険の従業員に関する手続に関して、(a)としてマイナンバー制度を活用して住所変更等を省略し、(b)として基礎年金番号に加え、マイナンバー等によって中小企業・小規模事業者にとってオンライン手続が簡単に使えるようにする。(d)として同じタイミングで行われる資格取得等の手続をワンスオンリー・ワンストップ化する。

②として、行政機関への提出書類に含まれる情報について、重複提供を不要とする仕組みの整備に向けて、今年度から企業が行政機関に提出を要する情報等の棚卸しを行い、平成30年度のロードマップを策定。以降順次、仕組みの整備を開始するという事、7ページの下にありますけれども、住所変更届については、平成31年度までのなるべく早い時期に省略を実施する。

8 ページでありますけれども、基礎年金番号に加え、マイナンバーによる手続を可能化して、「取組の効果」にありますけれども、事業者が年金手帳を管理する必要がなくなるという、実態としては、年金手帳を管理するということが多いわけですが、それがなくなるといふことであります。

9 ページでありますけれども、これは、オンライン手続の見直しでありまして、前段が年金機構のシステム改修のスケジュール。後段が雇用保険のハローワークシステムの改修のスケジュール。

「取組の効果」に書いてありますように、電子申請時にエラーの理由ですとか、修正方法が速やかに教示されるとともに、処理が迅速化されるということで、事業者の利便性が向上していくということでもあります。

10 ページを見ていただきますと、前段が様式・窓口統一化、ワンストップ化でありまして、取組時期としては、29年度から調整を開始して、31年の年度中に統一様式を適用し、また、ワンストップ窓口の設置による事務処理を開始する。

「取組の効果」のほうに共通項目の記載が1回だけで済むということで、厚生年金の資格取得届で299万件とか、かなり多数の届出の作成時間というのは削減される。

最後に重複提供を不要とする仕組みということで、IT室におかれて、先ほど説明しましたとおり、平成29年度から情報等の棚卸し、それから、技術的課題の洗い出しの検討を進め、30年度に仕組みの整備に向けてロードマップを策定し、以降、仕組みの整備に着手する。

企業が行政機関に提出する社会保険や税の提出書類等に含まれる情報について、行政機関への重複提出が不要となるということでもあります。

これまでの各省の基本計画との関係で、もう既にいただいている箇所もあるわけですが、特に取組が強化された点としては、4点ほどあると考えております。

1つ目は、最初にありますような、オンライン手続を簡単なものとするために、コストがかかり、面倒な電子署名を極力省略するというので認証方法を見直す。

2つ目が、国の補助金についてのワンスオンリー、オンライン申請というのは、経済産業省のほうで書かれていたのですが、国のみならず、各自治体の補助金についてもワンスオンリーでオンライン申請を行えるようにする。

3番目は、こちらの検討チームのほうでも課題であった雇用関係助成金についてオンライン申請を行えるようにする。

4番目は、従業員の社会保険や税について、これまでそれぞれ計算して書類を提出していたのが、重複提供を不要とする仕組みの整備をする。

この4点が、特に取組を強化した点だと考えております。

とりあえずの説明は、以上であります。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問等がございましたら、よろしくお願

いたします。

済みません、3番目の雇用調整金の話は、どちらに書いてありましたか。

○石崎参事官 雇用調整助成金の話は6ページの下段「②-2 雇用関係助成金のオンライン化」であります。

○高橋部会長 わかりました。

どうぞ。

○松本課長 雇用調整助成金は固有名詞で、雇用関係助成金でございます。

○高橋部会長 わかりました。御指摘、どうもありがとうございました。

基本計画を作成してから、この間、かなり取組が進んだところがありますので、各省に対しては、基本計画の見直しの際に、そこを踏まえて、踏み込んだ基本計画の改訂をして頂くようお願いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

いかがでしょうか、あと、幾つかあるかと思いますが、御質問等があれば、よろしくお願い致します。

では、川田専門委員、どうぞ。

○川田専門委員 どうもありがとうございました。

1点質問でございます。本件は、もともと中小企業・小規模事業者の利便性向上のためということなのですが、適用の範囲につきましては、別に中小企業・小規模事業者に限らず、大企業にも当然適用されていくのだという理解でよろしいでしょうか。

○石崎参事官 基本的には、会議の趣旨として、そういう趣旨でありますけれども、中小補助金とか、明示的に書いてあるところは、中小企業のものでありますけれども、それ以外につきましては、社会保険などは基本的には、企業の規模のかかわらず適用されるのだと考えております。

○高橋部会長 今の点、よろしいでしょうか。

今の点は①の話だと思いますが、5ページですけれども、これは、補助金システムを本格化するときに、中小を中心に実施するという御趣旨なのでしょうか。ここは、少しお聞きしておきたいのですが、経産省でしょうか。

○中野室長 経済産業省でございますが、中小企業補助金と申し上げていまして、年間数十件のものから、数千件と大きな規模の補助金までございますので、まずは、中小企業向けの大きな補助金を中心に、どういう形でシステム化できるかということを考えていきまして、そこでしっかり形をつくった上で、さまざまな補助金にも広げていくということを考えております。

これは、一言で補助金と申し上げても、やはり、細かい差異がさまざまございますので、最初からさまざまな種類のものをまとめてやろうとすると、議論が非常にまとまりにくいところがございますので、やはり、一番中小企業にとって接点のあるというか、わかりやすい補助金から標準にしていくと。小さいものは、それにあわせてもらうとか、差異をどう埋めていくかというような考え方でやっていくのが合理的であろうという

ことで、中小企業向け補助金からまずやっていくということを考えております。

○高橋部会長 川田専門委員、それでよろしいでしょうか。

○川田専門委員 はい、ありがとうございます。

○高橋部会長 ほかは、いかがでしょうか。

それでは、原委員、どうぞ。

○原委員 ありがとうございます。こちらの会議でも重点的に取り組んできた課題について大きく前進をいただいた部分があって、大変ありがたいことだと思っております。

特に最後のところで触れていただいた税と社会保険については、こちらの会議でも何度も取り上げてきました。年金や健康保険、ハローワークや税や自治体や、いろんなところの同じような内容をそれぞれの書式で申請や届出をやらないといけないという問題を何とかできないのかということ、繰り返し議論してきた課題でしたので、最後のところで、重複提供を不要とする仕組みの整備というのを明記いただいたのは大変よかったのではないかと思っております。

向井審議官のところ、従来から個別の申請や届出などというのは、一切やめてしまって、データをどこかにまとめて出しておけば、それで全て済むような仕組みというふうなお考えも示されていたと思いますが、これは、そういった方向に向けての検討ということによろしいのでしょうか。

○向井審議官 はい、そのとおりです。

○高橋部会長 済みません、具体的にどういったことをイメージされているのか、追加的に御説明を頂戴できればと思います。

○向井審議官 基本的には、まず、国税、それから社会保険の手続、地方税もそのうちに入るかと思いますが、手続というか、いろんな調書、報告書等を出しておりますけれども、まず、どういう内容のものをいつ出しているかというのを棚卸しいたしまして、そうすると重複もわかりますし、似たようなものは一緒にすればいいのではないかと、あわせることが可能なものがあるかもしれませんが、これを今度は、大企業の場合ですと、何らかの、既にデータベースに入っていると思っておりますし、中小企業の場合ですと、大半のものは、例えば、何とか大臣とかにあるようなクラウドに入っていることが多い。今やソフトだけではなくて、クラウドに情報ごとに入っていることが多いので、そういうようなものと国税とか、それから、社会保険のシステムとバックオフィスで連携する。

そして、いつまでにこういう情報を出せば、アップしてリニューしておけば、それをそれぞれが取りに行く、ないしはそれぞれに送る、システムのつくり方は幾つかあるかと思っておりますけれども、そういうようなことをすれば、そもそも調書という考え方自体が不要になるのではないかと、そういう発想でございます。

○高橋部会長 わかりました。今のお話については、いかがでしょうか。

大体そういうイメージということですが、これは、かなり壮大な話です。30年度までぐらいにはということでしょうか。

○向井審議官 このロードマップが30年度でございまして、これは、結構いろんな障害がございまして、まず、各システムが、それに対応していない。特に国税のシステムは、税務ごとに情報が行き来するシステムになっていない。要するに、税務ごとに、つながっていないシステムで、そのシステムをそもそもリバイスする必要がありますので、結果として、でき上がりは、数年ないしもう少しかかり可能性は十分ありますけれども、今ここでこういう発想の転換を行うようなことを始めないと、いつまでたっても今ある紙を電子化するみたいな頭の構造から抜け出られないのではないかと、あえてチャレンジなことをぜひやっていきたいということでございます。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

ほかは、いかがでしょうか。

どうぞ。

○吉野次長 今、向井審議官がおっしゃられた中で、中小企業のほうのクラウドを活用した労務管理、会計ほかというものに関して、それなりに進んできている面はあるのですが、実はまだまだでしょうと。

したがって、この中にあります資料で申せば、3ページ目の一番下のところ、ITツール導入支援事業ということで、今回の補正予算もそうでございますし、今度、通常国会に中小企業の経営強化法を改正して、そうしたクラウドを使った労務管理のソフトが、非常に目標は高いのですが、3年間で100万社と書いてありますが、これをしっかりと導入していくところには取り組んでいきたいと。

そういうものと、おっしゃったような社会保険ほかのシステムがAPIでつながっていると、中小企業がボタンを押せば、データが共有されるようになるといった姿を目指していきたいということで、こちらはこちらで、しっかりと中小企業の方々にそれが普及するように取り組んでいきたいと思っております。

○高月委員 そこもぜひお聞きしたかったところでございます。

その点について、いかがでしょうか。

それでは、濱西専門委員、どうぞ。

○濱西専門委員 各省庁がばらばらにシステムを整備するのではなく、責任省庁を決めてシステムを開発させるとか、あるいは各省庁が連携して共通システムを整備するというようなことが数多く盛り込まれていて、その点について非常に前進だということで、私は今回の内容について評価しているところです。御質問は、今、お話になられた中小企業等の100万社へのITツール導入の支援なのですが、3ページに書いてある内容、今お話になった内容だけだと、具体的なイメージがつかめないものですから、もう少し具体的な内容を詳しく御説明いただけないでしょうか。

○高橋部会長 よろしくお願ひします。

○吉野次長 まず、今回の補正予算で措置をしておりますのは、金額でいうと、500億円の予算措置、正に今日、明日、国会で議論がされているわけですが、中小企業向けに、

申し上げましたが、クラウド会計、クラウド労務管理ほか、介護事業、保育事業、さまざまな事業で使えるようなある種のパッケージになっている、そういうソフトの導入に関して一定の補助をしようというものでございます。

そうしたクラウドサービス、実際に月々の使用料もさしたるものではないと、数万円、十数万円といったオーダーで使えるものでありますので、上限額50万円程度と、2分の1助成をするわけなのですが、足元の補正予算では、できれば十数万件ぐらいは対象にしていきたいと思っております。

ただ、他方で申し上げましたように、実際の導入に関して言えば、従業員1人にも満たない程度の月々のコストで導入できるわけでありますので、そうしたソフトを当初の補助金も使いながらはずみをつけようと思っておりますが、どういうソフトがどういうふうに活用されているのか、どういうベンダーのソフトがセキュリティーも確保され、多くの業務をカバーして使い勝手がいいかといったところの見える化をしていきたい。その部分を申し上げました、中小企業等経営強化法の中でベンダーの方々を認定するようなスキームをつくりたいと思っております。

もちろん、有名どころのマネーフォワードとか、フリーとか、そういったソフトについて言えば、おのずと認知もされていると思うのですが、それ以外にもさまざまある、特に業種ごとにこういうソフト、こういうツールは便利がいいよといったものを各業界とも協力をしながら、うまく明らかにしていくといった取組をしていきたいと思っております。

それによって、当初の予算も使いますけれども、比較的自走していく形で、こうしたものの導入が進んでいくように取り組んでいきたいと思っております。

○濱西専門委員 ありがとうございます。

○高橋部会長 いかがでしょうか。

それでは、林委員、どうぞ。

○林委員 ありがとうございます。

税と社会保険の情報連携に向けた大変大きな一歩であると思っております。向井審議官からご説明いただいた取組について大変感謝をしておりますし、ぜひ実現を期待しております。

具体的なことを1つ教えていただきたいのですが、現在、例えば、離職票をハローワークに紙で持ち込まなければいけないのですが、今回のプランの中では、離職票の扱いは、どのようになるのでしょうか。ワンスオンリーの話と電子化の話が実際に出口においてどのようになっていくのかを教えていただきたいと思っております。例えば、辞めた日が中途半端な日でありますと、そこから1カ月ずつさかのぼって何日間働いて、それに当たる賃金が幾らでというのは、毎月分書き込んで出さなければいけなくて、かなりの手間でございます。実際のハローワークの窓口で、書き方の指導を受けて延々と怒られている姿などもございます。ぜひ、御検討をいただきたいと思っております。

○高橋部会長 多分、厚労省だと思いますが。

○松本課長 雇用保険課長でございます。

まず、離職票は、現時点でも電子申請でも受け付けております。この電子申請の率を高めるといふミッションを私どもは負っていますので、ハローワークに来られた方に対して、電子申請の体験をしてもらうという取組も実施いたしますので、電子申請にできるだけ移行できるよう丁寧にやっていきたいと思っております。

お尋ねの賃金額の届出につきましては、我々は、失業にいたらなければ個人の賃金情報を事業所からいただいておらず、事業所全体の賃金総額のみ届出いただいてこれに保険料率をかけるという方式をとっております。

失業をされた方個人の給付額を決定するために、電子申請であっても、紙媒体による届出であっても、個人の賃金情報は必ずいただかなければなりません。しかし、いかに簡便に情報入力ができるかという点の努力はしていきたいと思っております。失業が発生した際には、個人の賃金情報が必要であるという点は御理解をいただきたいと思っております。

○林委員 ありがとうございます。勉強になりました。多分、電子申請については余り知られていないと思っております。

また、金額を知る必要があるにしても、毎月日にちを分けて、それについて書く手間をかける必要があるのかは、ちょっとよくわからないと思うのですが、また、勉強させていただきたいと思っております。

○高橋部会長 これは、電子申請を阻むような問題点はないのですか。電子証明が必要だとか、押印が必要だとか、そういうところはないのでしょうか。

○松本課長 離職票の押印は、申請主体の意思等の確認ではなく、給付水準に影響を及ぼす離職理由、すなわち、解雇なのか任意退職なのかといった点について事業主の主張と本人の主張に隔たりがないかを確認するために必要としているものです。離職予定者に離職証明書上で離職理由を確認の上押印・署名をしていただくことをもって、事業主にとっても将来のトラブル防止になっている面もあるとして、使用者団体にもご理解をいただいております。廃止した場合は、むしろトラブル防止の機能がなくなるため、廃止することは難しいと思っております。

一方、その他の各種の申請書の本人署名については、かねてから御指摘をいただいているところなので、雇用保険のほうでもかなり大幅に署名を減らす方向で検討を進めているところでございます。

○高橋部会長 この点は、引き続き勉強をさせていただきます。どうもありがとうございました。

ほかは、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

大体お時間になりましたので、これまでとさせていただきます。

各省におかれましては、前向きに簡素化の取組を御検討いただきまして、誠にありがとうございます。各省におかれましては、基本計画を見直すとともに、各種取組を着実に実行していただきますように、重ねてお願いを申し上げます。

また、行政手続部会としてもしっかりとフォローアップをしてまいりたいと思っております。

経済産業省、厚生労働省の皆様、本当にお忙しいところありがとうございました。引き続きよろしくお願ひいたします。

どうもありがとうございました。

(経済産業省、厚生労働省 退室)

○高橋部会長 それでは、引き続きまして、行政手続の簡素化に関連する取組につきまして、IT総合戦略室からお話を頂戴したいと思います。

委員、専門委員の皆様におかれましては、IT室の御説明を聴取していただきまして、それを受けて御質問、御議論をお願いいたします。

それでは、IT室より資料2について御説明を頂戴したいと思います。時間の関係で15分以内ということですのでよろしくお願い申し上げます。

○向井審議官 わかりました。資料2のデジタル・ガバメント実行計画は、1月16日にeガバメント閣僚会議、これは、官房長官がヘッダの会議でございますが、これにおいて決定したものでございます。

1ページ目は、これまでの電子行政分野の成果ということで、情報システム改革のコストを削減したとか、あるいは人事・給与システム、旅費・会計システム等の府省共通プロジェクト、これは10年近くうまく回っていなかったものにつきましても、人事・給与システムがようやく全府省等の移行が完了するという格好になってございます。

それから、各府省のITガバナンスの強化ということで、各府省にサイバーセキュリティー・情報化審議官等を設置いたしまして、各府省の副CIOに対する研修を月1回程度実施している。そして、そのときの報告を必ず毎回遠藤CIOに出していただいているということでございます。

それから、国・地方を通じたシステム改革ということで、農地情報公開システムの全国一元化など、これまでどうしても地方自治ということで、地方に対して余り手を出さなかったのですが、これを乗り越えまして、例えば、農地情報公開システムの場合は、もともとの補助金が農水省から農業委員会の全国組織に流れるだけだった。それを全国組織が、お金を各農業委員会に配るような補助金になっている。その執行を乗り込んでいってとめさせまして、それで全国一本のシステムをIT室が農水省と一緒につくったというものでして、これは、なかなか全国のものが見えなくなりますので、非常に評判のいいものでございます。

そのように自治体に対しても、自治体クラウドの導入に関しても、政府CIO等がみずから自治体を訪問するというスタイルで首長に当たっているということで、クラウド導入団体も948団体になっているということでございます。

そのほか、データ標準確立とか棚卸しを、今、やっている最中ということでございます。

2ページが、電子政府からデジタル・ガバメントへということで、これまで、行政内部事務の効率化、各手続のインターフェースのオンライン化等に取り組んでまいりました。

政府CIOが行って設置以降、府省庁の壁を越えた取組を推進して、それから、地方公共団

体も含めたというのは、先ほど申し上げたとおりです。

それで、今後、さらに拡大しまして、政府・地方・民間全てを通じたデータ連係、サービスの融合を実現し、世界に先駆けた、日本型のデジタル・ガバメントの実現を目指すということを今回うたっているところでございます。

3 ページに、具体的なものが書かれてございます。

1 つ目は、デジタルファーストということで、オンライン原則の徹底。手続ごとに業務改革、システム改革を実施の上、行政サービスのデジタル化をすとか、あるいは押印や対面等の本人確認等の手段のあり方を再整理いたしまして、先ほど部会長からもありましたように、そういう電子的にやる場合の認証手段というのを、1 つは、不要なものは不要にしていく。

必要なものにおいても、現在の認証スタンスが必ずしも十分とは言えませんので、これをもっと便利に使えるようにしていくということも重要ではないかと思っております。

民民手続につきましても、オンライン化に向けた見直しを実施してまいりたいと思っております。

民民におきましても、民間に何らか紙を義務づけているもの、あるいは対面を義務づけているものというのは、まだございますので、これらについても見直しを実施してまいりたい。

それから、ワンスオンリーという点では、行政手続における添付書類の撤廃ということをごさしまして、これまで電子申請が可能になっている手続は、そこそこはありますけれども、そうはいつでも意外と使われていない。現に使われていない最大の理由は、1 つは、それ以外に紙をよこせというのがやたら多いというのが1 つ。

もう一つは、先ほど来ありますような認証手段ですが、必ずしも簡単ではないということがございました。

これらの添付書類を一括して撤廃する法案を、可能な限り速やかに国会に提出すべく、現在、手続を棚卸ししまして、完成はしておりませんが、棚卸した手続をもとに、添付書類の多いものを今、洗い出しましたので、これらのものを、それぞれソリューションを示しながら撤廃するというので、法案を、そこに「速やかに」と書いてありますが、速やかはいつだという話ですが、もともとは、次期通常国会、来年の通常国会と思っていたのですが、この話を官房長官に説明したところ、官房長官のほうから、こんなものに反対するのは役人だけだ、早くやれということをごさしまして、年内にやるということをごさします。

これによりまして、登記事項の証明書とか、あるいは住民票の写しや戸籍謄抄本等の提出類については、幾つかのパターンがあり得ると思っております。

1 つは、マイナンバー等を使って、法人番号等々を使ってバックオフィスで連携するストレートなやり方と、もう一つは、典型的には、民間からとるような書類も結構あります。民間からとるような書類は、バックオフィスはなかなかいきませんので、民間からデジタ

ルで出してもらったものを、そのまま手続のある府省庁に送るといようなスタイルあるいは自治体とか国の出しているシステムにおきましても、バックオフィスで大がかりに連携するほどの数がないものについては、かえって高くつきますので、もう少し簡単に飛ばせるようなシステムというのを考えたいと思っております。

コネクテッド・ワンストップということで、これまで、とりあえず現在、マイナンバーのマイナポータルというサイトで、子育てワンストップというのを、現在、運営をしております。

これで難しい点、いろんな点もわかってきましたが、とりあえず、子育てでは、検索とか、申請をダウンロードして記入済みにしてしまうところまでは、相当数の自治体が対応していただいておりますけれども、まだ、電子申請まで受け付けているところは3割を切っている状態でございます、ぜひ電子申請を、やはり、自治体の電子申請を受ける体制というのは、まだまだだなどというのが実感としてありますので、これらをやっていかないと、本当のワンストップにはなっていないということで、今後、さらに引っ越しとか介護とか、死亡・相続につままして検討していきたい。

特に死亡・相続というのは、官民いろんな手続が最大限ありますので、これが完成すると、大体大抵のものはうまくいくのではないかという感じがありますが、一方で、困難な部分も相当ありますので、これらにつつましても、チャレンジングではあります、取り組んでまいりたい。

右上のほうに「オープンデータ・バイ・デザイン」とありますが、オープンデータをできるだけ推進して、オープンデータを前提とした業務・システムの設計・運用をしてまいりたい。

現在、ニーズの把握と迅速な公開をするための民間事業者との直接対話、これは、官民ラウンドテーブルと称しておりますけれども、既に1回開催しております、なかなか活発な議論が行われて、予想以上におもしろかったというか、効果があったと考えておりますので、これらにつつまして、さらに官民との対話を詰めてまいりたいと思っております。

行政データ標準の確立で、今さら標準かといようなことがございますが、まだまだ標準化されていないものが多数あると、日付、住所等、例えば、何月何日というのと点ではつながりませんので、これらについては、標準化しつつ、ある程度のものについては、変換ができるようなシステムが必要だと思いますけれども、いずれにしても、コアとなる行政データ形式、それから、語彙・コード・文字の標準化等につつまして、コード等の体系を行政データ標準リストとして整理してまいりたいと思っております。

法人デジタルプラットホームは、先ほど、経産省から御説明のありました、複数手続をIDで申請できる認証システムの整備をやっているということで、これは、1回認証すれば、あとはIDで手続ができるというスタイルでやっていく。

法人の場合は、本人確認を厳密にするものがそれほど多くないので、特に法人は、IDを使うというのはやりやすいのかなと思っておりますので、これらについてやっていく。

それから、政府情報システム改革につきましても、運用コストを削減する。そのために、運用コストも削減しますし、当然のことながら、情報システムをつくるコストも削減してまいりたいと思っております。

このためには、幾つかあるかと思えます。先ほど、共通でやればというお話もございましたけれども、一方で、会計法の壁が結構ございまして、予算システムの壁というのは相当あるなと思っております。通常の予算でも、夏の段階で概算要求をするときに、おおよその見積もりをとって、それで実際に年末に決まるわけですが、その最初の夏のときから実際に執行するまでには1年以上かかっておりまして、ITの世界で1年もたってしまうと、相当変わっているということもよく起こりますので、もう少し機動的に予算を使えるようなスタイル、例えば、公共事業的なスタイルというのはいかないのかとか、そういうこともやっていく必要があるのではないかと。

もう一つ、いわゆる競争入札ですと、なかなか本当に値切るとするのは難しいところがございまして、競争入札の最大の欠点というのは、一旦公示した後、相手を触れない、入札が行われれば触れない。

したがって、今、どうやっているかという、まず、公示前に徹底的に、見積もりをとるときに、高過ぎると文句をさんざん言った上で、さらに予定価格をうんと下げてくると、そうすると、不落随契になります。そこでまた値切るということをやらないと、本気では値切れない。

ただ、本来の制度の使い方ではないので、本来、コンペティティブに、コンテイン・ダイアログという、一応、認められる形式なのですけれども、それぞれ交渉しながら下げていくということをやらないと、多分、本当の意味の適正な価格を形成するというのは難しいのかなと思っております。これは書いておりませんが、取り組んでいきたいと思っております。

それから、各府省にも中長期計画を策定することを義務づけておりまして、各府省におけるデジタル改革の中長期計画を、平成30年上半期を目途に策定すると思っております。

個々におけるサービス改革につきましても、そこにいろんなものを書いてあります。金融機関と行政機関が情報連携、何のことかといいますと、例えば、国税、地方税、それから生活保護等の社会保障につきましても、自治体、国から金融機関に対する問合せというのが相当数来ている。それを全部人で対応しておりまして、大手だと、数百人規模で、その対応人員を置いているということもございまして、これを電子的にやれば、相当違うのではないかと、そういうこれまで手をつけられなかったところにつきましても、先行的に改革を推進してまいりたいというのが、そこに書いてございます。

さらに、こういうデジタル化をするに当たっては、いろんな技術をやってみるということも重要でございまして、例えば、ブロックチェーンの技術などにつきましても、現在、世界的に見ても、きっちり実装できるところは、そうはないのですけれども、金融機関などは相当関心を持ってやられているようですので、実装ができるかどうか、どういうもの

が向いているかということを具体的に検討してまいりたいと思っております。

4 ページが参考でございますけれども、今後の基本方針ということで、先ほどから言っております、100%デジタル化、100%オープン化、基盤整備というのが3本柱として載っております。

次の参考に、5 ページでございますけれども、これは、総理に説明した紙でございます、非常にわかりやすくどういうことをしたいかというのが書いてある紙でございます。

参考の3がオープンデータの推進ということで、官民ラウンドテーブルがございますが、右側の地方のオープンデータ推進というのがございまして、オープンデータの取組をスタートした自治体数というのが、都道府県、市町村、そこに書いてございますが、これも支援するために、私どものIT室員が、自治体に、これまで100を超える自治体に直接行って説明してまいりまして、都道府県などは、相当応えてくれまして、多分、近いうちに47都道府県になるであろうと思っておりますが、自治体には、標準的なデータセットを示しまして、こういうデータをオープンにしてくださいという形で具体的をお願いをして回っているという状況でございます。

説明は、以上でございます。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御質問とかがあれば、よろしくお願いいいたします。いかがでしょうか。

川田専門委員、どうぞ。

○川田専門委員 どうもありがとうございました。大変積極的なお取組を本当にありがとうございます。

質問でございますけれども、先ほどの向井審議官の御説明の中にあった地方との関係で、実は、各省庁にヒアリングをしていますと、どうしても地方については協力を要請することにとどまっているような印象を受けます。これは地方自治体の判断であるから、あるいは地方自治体の事情があるからなかなか中央からは強制と言いますか、強く言いづらいということをよく各省庁のヒアリングで聞くわけでございますけれども、やはり、地方自治体の取組が電子申請においては非常に重要なと思うわけでございます。この点、IT室の方が地方自治体に説明に行っているということなのですが、地方自治体がオープンデータを推進するために、例えば、補助金を出すとか、あるいは何らかの予算措置を国のほうでするとか、そういう対応をされているのでしょうか。

○向井審議官 オープンデータに対しては、補助金的な予算措置は、現時点ではありません。要するに、正にデータをオープンにするだけなので、金を使う部分というのは、それほどあるわけではなく、自治体によってほとんどなかったり、あったりするのですが、お金という部分では難しいのかなと思っておりますが、自治体のいろんなこと、オープンデータだけではなくて電子申請とかをやっている中で、1つお金というのは重要になってくるだろうと、それは、補助金であったり、交付税であったりと。

それで、霞ヶ関の各省庁の人というのは、決まったことしかしゃべれないので、予算のことなどはなかなか言わないし、実際にそのために予算をとろうという努力も余りしていないというのが実態だと思うのですけれども、自治体を電子化していくのに必要なものという、やはり、ある程度の補助金なり、交付税措置であり、もう一つはアドバイスなり、もっと言うと、積極的にむしろこうしたらというよりは、強制はできませんが、こうすべきぐらいのことまで言うておいたほうが、本当は進んだりする。

それで、私どもでは、党と協力しまして、官民データ活用法というのを党のほうで議員立法していただいた中に、自治体に官民データ活用計画の、都道府県は義務づけ、市町村は努力義務でございますけれども、そういう規定を入れていただいて、その上で、こういうのもありますからということで、自治体に行って説明をして、オープンデータも併せて進めていただくようお願いしているということでございます。

やはり、実際に、こちらから出向いていくというのは非常に重要だと思っています。これまでは、どこかに呼びつけて、集めて、それで上から言っていたと、1対1で同じ目線でお話しするというのが非常に重要だと思います。

○高橋部会長 どうもありがとうございます。

その辺に関連していかがでしょうか。

野坂委員、どうぞ。

○野坂委員 今のお話に関連するのですが、自治体に出向くことが非常に重要であるという御回答をいただいたのですけれども、それというのは、来てほしいという要請がある自治体のみに行かれているのか、あるいはこちらからある程度積極的に行かれているのかという点と、2016年に貴室で実施されたオープンデータに関する自治体調査アンケートというのがありますけれども、回収率が100%ということで非常に信頼の高いアンケート調査結果が出ていると思うのですが、そこでオープンデータに取り組むに当たり必要と考える支援という質問に対する、最も上位の回答は「手続等をまとめたガイドラインの整理」でありましたが、最新のガイドラインは、いつごろ出ているのでしょうか。

あと、もう一つとしましては、今の同じ質問に対する回答の上位に、「オープンデータ作成公開の作業支援」という回答もあったのですけれども、実際の作業支援としての対応は、どのようにされているのかについてお答えいただければと思います。

○向井審議官 オープンデータに関しましては、要請があった場合と、こちらから積極的に、例えば、都道府県はあと残っているのは5つですので、残っているところを集中的に行くということでお願いをしている。押しかけるわけにいかないもので、当然、アポをとって行きますのであれですが、いずれにしても両方ございます。

ガイドラインといいますか、データ標準セットを示して、こういうのをやってくださいというガイドライン的なものにつきましては、随時改訂しておりますが、直近では年末でございます。

最初は、ガイドラインで、こういうのに従ってオープンデータをしてくださいという話

でございますけれども、必要に応じて支援の要請があれば、オープンデータ伝道師というのを、私ども委嘱しておりますし、私どもの職員が実際にお伺いして、あるいは向こうからこっちに来られることもございますし、あるいは電話ということもありますけれども、現実に関心のあるアドバイスをさせていただいているというところでございます。

○野坂委員 自治体に対して十分な対応をされているという理解でよろしいでしょうか。

○向井審議官 少なくとも自治体のリクエストがあるものについては、十分対応していると思いますし、できれば、なくてももう少し行きたいなと思っています。

○野坂委員 わかりました。ありがとうございます。

○高橋部会長 いかがでしょうか。

今の点に関連して、私が思うのには、合併とか、住民の減少などで、特に地方の過疎地域などでは、窓口が随分遠くなっているのではないかと。

そういう意味では、電子申請とか、行政のデジタル化というのは、地方創生に非常に大きな意味があるのではないかと思うのです。地方創生担当の部署とは、デジタル化の上での連携をお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

○向井審議官 現時点で、地方創生とやっていることはございません。むしろ、小さなところの自治体の電子申請というのは、現実には、件数が少ないから要らないという回答がやたら多い。

例えば、先ほど申しました、子育てワンストップの電子申請を受けつけないところも、非常に小さいところが多いのです。それは、むしろ子供がいないと、こういう話になっていまして、その辺の難しさはあろうかと思えます。

ただ、おっしゃるとおり、手続自体が、もし電子化に対応できれば、そういうことも、将来多分よくなると思いますが、現状、地方の自治体に行くと、そもそもそんな電子化をされても、手続の数は少ない、扱える人間はいないから要らないと冷たく返されるのが非常に多いということでございまして、むしろ、そういう場合は、私どもは都道府県にお願いして、できるだけ都道府県ぐるみでやっていただけないかとか、県によっては、電子申請の一本化したものをつくっているところもありますので、そういうのをお願いしているという状態。

○高橋部会長 できれば、共同事務化みたいなものについて、県に音頭をとってやっていただくというのは非常にいいかなと思っています。そういう意味では、総務省に自治体の電子化推進の担当部局がありますね。そのような部署とぜひ共同していただきたいと思えます。

○向井審議官 もちろん、担当の審議官と遠藤CIOが一緒になって行ったり、全く共同してやっておりますし、物理的にも私の隣にいますので、しょっちゅう顔を合わせていますので、そういう話はしょっちゅうしておりますが、彼らも人数が少ないので、必ずしも手足が足りているわけではないので、私どもの地方班は彼らと一緒になって、正に本当に二人三脚でやっているという状態でありましてけれども、まだまだ小さな自治体になりますと、

よっぽど首長さんがわかっていただくとかにならないと難しいところがあるのと、私どもは都道府県でやってもらいたいのですが、都道府県によってすごくシュリンクするところと、比較的乗ってくるところと相当差があるというのが現実だと思います。

○高橋部会長 そういう意味では、知事会などにも直接お願いするとか、そういうこともあり得るかなと思います。我々も事務局といろいろ相談しながら、知事会にお願いするということも考えておりますが、ぜひその辺も御検討いただければと思います。

○向井審議官 もしよろしければ、共同してやるとかということも考えられると思います。

○高橋部会長 ぜひ、それも御検討いただければと思います。

ほかは、いかがでしょうか。

では、順番に、林委員、それから、原委員、どうぞ。

○林委員 ありがとうございます。本当に物すごく大事な取組だと思います。一方で物すごく大変な取組だと思うのですが、3ページのところで、1つ質問をさせていただきたいと思います。

左側にあります「コネクテッド・ワンストップ」のところに、介護ワンストップサービスというプランが挙がっておりますが、これは、どのようなイメージのものなのかということが1点。

それから、右側の「オープンデータの推進」という点は、国として何かオープンデータの情報を集めるような枠組みを国が用意して、それをオープンデータの活用促進のエンジンとなるようなことも国として考えているのかどうかということが2点目です。

3点目なのですが、一番下の「政府情報システム改革の着実な推進」で、1,118億の運用コスト削減と書かれています。これをやることで、これだけコストを削減できることを示すというのはすごく大事なことだと思うのですが、一方で、試算が結構難しいとも聞いているのですが、今回のこの金額というのは、どういう範囲で試算をされたのでしょうか。

3点、お願いします。

○向井審議官 まず、1点目でございますけれども、介護ワンストップは、実際、私の親もそういう介護を受けています。在宅で受けたり、施設に入ったりしていますけれども、基本は、既に業者が大体みんなやってくれるようなスタイルになっている。

だから、むしろ、行政と業者との接点をもっと簡単にできないかと。そうすると、実際の利用者の利便性にもつながっていくのではないかと。実際の利用者は、大抵の場合、デジタルでもやるという感じになっていないことが多いので、むしろ、事業者と行政との接点、そのためには、事業者のデジタル化というのも必要ではないかと思っております、そういうようなものを全体としてサービスを受ける者だけではなくて、むしろ事業者のほうに重点を置いた利便性の向上というのを取り組んでいく必要があるのではないかという認識でおります。この辺は、さらに厚労省と詰めていきたいと思っております。

例えば、既にタブレットを渡しているような人もいるのですが、一方で、介護を回る人

にとっては報告書を書くのがえらい大変だという話もあって、それだったらタブレットで、一応、定型的な文章というのはできますから、それに毎日毎日書き加えていくという形式もできるのではないかと、具体的にこういうことをやったらどうという話をしながらやっていく。そうすると、その報告を実際には市町村に出すわけですがけれども、そういうのもデジタルでできるようになるかと、それをデジタルで受けてもらえればいいのではないかと、このことを一つ一つつぶしていくのだと、そういうイメージで進めたいと思っています。

オープンデータにつきましては、基本的には、どういうことかと言いますと、例えば、いろんな手続で、こういう手続にどういう人が来たか、極端なことを言うと、国税などの申告データなどもありましたけれども、そういうもののうち、何がオープンにできるか、できないかと、まず、どういうデータがあるかというのを棚卸しをしました。

そのデータの棚卸しをしたものにつきまして、こういうデータがありますというのは、現在、データベースとしてございますので、これを見て、一方で分野ごとに、官民で議論をする。

今回は、観光とか移動のような分野をオープンデータとして議論をしたのですが、分野ごとに民間の方に自由に参加いただいて、それで議論しながら出していく。その必要なものについては、各府省に利用可能な形で、ホームページなり何なりにアップデートをしてもらおうと、そんなイメージでございます。

大抵の場合、国のホームページのデータは、みんなpdf形式が多くて、利用しづらいので、そういう利用しやすいということも含めて、オープンということだけではなくて、そういうことを進めていきたいということでございます。

それから、1,118億円の運用コストの削減というのは、大きなシステム、年金とか雇用保険、税、特許、そういう巨大システムにつきまして、遠藤CIOが、それぞれ20か30かやっているとありますが、各システムに20か30かヒアリングをして、具体的にどうしているかという、例えば、いろんなシステムで、それぞれのサーバーを事務所ごとに置いてやったりして、そのサーバーの利用率が3割とか4割とか、下手をすると、1割というのがあって、そういう常識的には考えられないような無駄というのが、実は霞ヶ関には山のようにありまして、まず、サーバーを減らした上で、業務改革をいたしまして、それでよけいな機能を落としていく、そういうことを個々に一々やっていった積み上げが1,118億ということでございます。

○高橋部会長 では、原委員。

○原委員 ありがとうございます。

世界に先駆けたデジタル・ガバメントの実現を図られていく上で、取組の中には、世界の先行事例を追いかけていく部分と、もう一つ世界でまだできていないことにチャレンジされている部分があるのかと思います。

3ページでお示しをいただいている、今後の具体的な取組の中で、世界でできていない

けれども、先端的にチャレンジされようとしていることが何なのかというのが、必ずしもよくわからなかったものですから、そこを教えていただけましたらと思います。

もう一つ関連いたしますが、お話の中でも触れられたブロックチェーンの活用、また、もう一つはAIの活用が、今後はおのずと重要な課題になってくるのかと思います。

今後のデジタル・ガバメントの中で、AIとブロックチェーンについてどういったビジョンをお持ちなのか、もし、ございましたら教えていただければと思います。

○向井審議官 まず、ここに書いてある中で、世界でどこをやっているか、やっていないかを一々調べたわけではないのですが、よくあるのは、例えば、エストニアでは、ほとんどのものができていますという議論はよくあるのですが、エストニアは、人口130万人なので、私、エストニアには、3年ぐらい前に行って、向こうからもその後、2回ぐらいお会いしていますけれども、彼らと親しくしゃべると、1億人を超えるような規模でやっているのは信じられないと、むしろそういうようなお褒めの、私らはエストニアを学んで頑張りますというようなことを言うと、向こうからそういうふうなリップサービスを返していただくのですけれども、現実問題として、確かに130万人と1億人の差というのは、かなりあることは事実なので、そういう意味で、今回の、例えば、マイナンバーシステムなどでも、1億を超える規模でやっている国というのは世界ではないと。

一方で、例えば、公的個人認証で、現在、民間も使える電子的な認証手段というのを提供しています。必ずしも使い勝手がいいか悪いかというのは、ちょっと置いておいて、とりあえず、そういうのがあるということ自体は、これは、また1億人を超える規模では、多分、世界ではない。

したがって、最近の現象と言うと怒られますけれども、例えば、冬とか夏とかに、結構、国会議員の先生方、大臣の先生方、海外へ行かれる、その中でエストニアに行った人、特にアメリカに行った人というのは、公的個人認証が非常に大事であるということに向こうで吹き込まれて帰ってくるということが最近よく起こっていて、相当アメリカのほうでは、日本の公的個人認証の制度というのがどうなるかというのを注視して見ているのではないかと考えております。

いずれにしましても、世界の情勢も見ながら、やはり、遅れないように、かつ、私どもも電子政府ランキングなども注視しながらやっておりますので、そういうものに取り組んでまいりたいと思います。

それから、ブロックチェーンとかAIにつきましては、AIもブロックチェーンも幸いなことに、IT室に結構専門家がおりまして、彼らをキーにしながら、今、ちょうどいろんな勉強をやっております。

AIもいろんな使い道があって、例えば、私どもの子育てワンストップの検索機能には、AIを一部入れておりまして、検索の精度が上がるような仕組みになっておりますが、そういうのを一部入れているような取組は既に始まっておりますけれども、今後どういうふうなものを面にしていくかというのは、今後勉強していく必要があるなど、特に電子行政に

においてどういうふうにも、医療の世界などでもいろいろ出ていますけれども、AIは相当注目すべきでありまして、それ以外にも、マイナンバーをやる際に、コールセンターを運営しておりますので、コールセンターにAIを入れられないかというのを、とりあえず、ワトソン君みたいなところに行って、どういうことができるかというのを実際に見に行っているのですが、まだ、言葉が標準語しか、大阪弁で聞いたら、やっぱりだめでしたので、実際、銀行などで導入しているところは、オペレーターが復唱している、その復唱しているものを拾っているのだそうです。銀行の場合は、オペレーターが復唱したもので、オペレーターの答えの参照となるようなものが出るような、そういうことをやっているということでございまして、ちょっとまだ無理かなとは思いつつも、やはり、積極的に取り入れていかないといけないと思いますので、ブロックチェーンにしましても、AIにしましても、実証もありますが、実装を念頭に勉強をしてまいりたいと思っています。

○高橋部会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

最後に1点だけ、添付書類の削減について、納税証明書を不要にするということは、お考えになっていらっしゃるのかどうか、それだけちょっと。

○向井審議官 納税証明書というか、今だと大抵、自治体の証明書とか、課税証明書、国の課税証明書、両方あるのですが、できれば、自治体に統一した上でなくしていくというスタイルかなとは思っていますけれども、現在でもマイナンバーの世界では、一部まだ残っていますけれども、今年の夏ぐらいからはほぼなくなりますので、当然念頭に置いてやっております。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、よろしいでしょうか。

それでは、お時間がまいりましたので、これまでとさせていただきます。行政手続部会としては、今後ともIT室と緊密に連絡をして取組を進めてまいりたいと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

どうもありがとうございました。

それでは、本日の議事は、これで終了いたしますが、最後に事務局から何かございませうでしょうか。

○石崎参事官 次回の行政手続部会の日程は、後日、事務局から連絡いたします。

ただ、あした、また連日で恐縮でございますが、第1検討チームがございませうので、第1検討チームにおかれましては、どうぞ、よろしく願いいたします。

○高橋部会長 それでは、会議を終了いたします。

どうもありがとうございました。